

(案)

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 ● 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室
厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

令和 5 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
の実施に当たっての取扱いについて

令和 5 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）については令和 5 年 9 月 30 日まで継続することとし、上限額等の取扱いについては、下記のとおりとして、令和 5 年 4 月 1 日から 5 月 7 日まで適用しますので、御了知の上、適切に事業を実施していただくようお願いいたします。

なお、令和 5 年 5 月 8 日以降の取扱いについては改めてご連絡いたします。

記

○新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療
機関体制整備事業

（１）病床確保料

【１日１床あたりの上限額】

医療機関及び病床の種別の１日１床あたりの病床確保料の上限額は、別紙１のとおりとする。また、即応病床使用率（前３ヶ月間）が当該医療機関の所在地の都道府県の平均を当該平均の 30%を超えて下回る医療機関（例：平均が 70%の場合、49%を下回るとき）については、別紙２のとおりとする。なお、病床の機能と患者像に乖離があるなど地域の実情によりやむを得ないと都道府県が判断した場合は、この限りではない。

【休止病床、感染小床期の扱い】

新型コロナウイルス感染症患者の受入病床が逼迫する中で、都道府県の確保病床の選択肢を広げる観点から、都道府県から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床として割り当てられた療養病床については、一般病床とみなして、病床確保料の対象とすることを可能とする（補助上限

額は別紙参照)。休止病床については、即応病床1床あたり休床2床まで（ICU・HCU病床は休床4床まで）を補助の上限とする。

なお、都道府県は、医療機関に対して即応病床とするように連絡・要請を行った後、入院患者数がピークを越え、明らかに減少してきた場合は、新規感染者数の動向等を注視しながら、順次、即応病床をコロナ医療以外の通常医療に活用できる準備病床に戻す等、コロナ医療以外の通常医療の確保に十分に配慮しながら病床確保を適宜行うこと。

（２）宿泊施設

宿泊施設借上げ費の室料 1室当たり 13,100円／日

食費 1食当たり 1,500円（飲料代及び配送費は除く）

1日当たり 4,500円（飲料代及び配送費は除く）

【対象外経費】

軽症者等に対して電話等情報通信機器による診療等を行うためのソフトウェアの導入・使用に係る費用は対象経費から除く。

○新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

【上限額】

・初度設備費

1床当たり 133,000円

・人工呼吸器及び付帯する備品

1台当たり 5,000,000円

・個人防護具

1人当たり 3,600円

・簡易陰圧装置

1床当たり 4,320,000円

・簡易ベッド

1台当たり 51,400円

・体外式膜型人工肺及び付帯する備品

1台当たり 21,000,000円

・簡易病室及び付帯する備品

実費相当額

※ 簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。

○帰国者・接触者外来等設備整備事業

【上限額】

- ・HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）

1 施設当たり 905,000 円

- ・HEPA フィルター付パーテーション

1 台当たり 205,000 円

- ・個人防護具

1 人当たり 3,600 円

- ・簡易ベッド

1 台当たり 51,400 円

- ・簡易診療室及び付帯する備品

実費相当額

※ 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。

○新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業

【上限額】

- ・医師 1 人 1 時間当たり 7,550 円

- ・医師以外の医療従事者 1 人 1 時間当たり 2,760 円

（重点医療機関に派遣する場合）

- ・医師 1 人 1 時間当たり 15,100 円

- ・医師以外の医療従事者 1 人 1 時間当たり 8,280 円

※ 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。

○DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業

【上限額】

(医療チーム派遣経費)

- ・医師 1人1時間当たり 7,550円
- ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円
- ・業務調整員 1人1時間当たり 1,560円

(臨時の医療施設、健康管理を強化した宿泊療養施設、入院待機ステーション
新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う
高齢者施設に派遣する場合)

- ・医師 1人1時間当たり 15,100円
- ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 5,520円
- ・臨時の医療施設、健康管理を強化した宿泊療養施設、入院待機ステーション、
高齢者施設に看護職員を派遣する場合 (※)
1人1時間当たり 8,280円

(※) 令和5年5月7日までの派遣に限った特例とする。

- ・業務調整員 1人1時間当たり 3,120円

注 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。

(重点医療機関に派遣する場合)

- ・医師 1人1時間当たり 15,100円
- ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 8,280円
- ・業務調整員 1人1時間当たり 3,120円

※ 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。

(医療チーム活動費)

実費相当額

※ 医療チーム活動費とは、個人防護具、医薬品、医療用消耗品、一般消耗品の購入など、医療チームが新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な費用をいう。

○新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業

【上限額】

- ・医師 1人1時間当たり 7,550円

・薬剤師 1人1時間当たり 2,760円

(重点医療機関に派遣する場合)

・医師 1人1時間当たり 15,100円

・薬剤師 1人1時間当たり 8,280円

※ 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・薬剤師の処遇に配慮するよう留意すること。

○医療搬送体制等確保事業

【上限額】

(患者搬送コーディネーター経費、患者搬送同乗者経費)

・医師 1人1時間当たり 7,550円

・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円

(患者搬送費)

実費相当額

○ヘリコプター患者搬送体制整備事業

【上限額】

・隔離搬送用バッグ購入費 ヘリコプター1台当たり 300,000円

・上記に係る交換用消耗品 1搬送当たり 116,000円

○新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業

【上限額】

・医師 1人1時間当たり 2,265円

・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 562円

○新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業

【上限額】

・HEPA フィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る)

購入額の1/2 (事業者負担が1/2)

※購入額の上限は1台当たり 905,000円

※1施設当たりの上限は2台 (但し薬局については1台)

・消毒費用等

総事業費の1/2 (事業者負担が1/2)

※総事業費の上限は1施設当たり 600,000円

○医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業

【上限額】

- ・ 1 施設当たり 1,083,000 円とし、入院を要する救急患者に対応可能な感染症指定医療機関等の場合は、1 か所に限り 429,000 円を加算する。

○新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業

【上限額】

- ・ 超音波画像診断装置
1 台当たり 11,000,000 円
- ・ 血液浄化装置
1 台当たり 6,600,000 円
- ・ 気管支鏡
1 台当たり 5,500,000 円
- ・ C T 撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む）
1 台当たり 66,000,000 円
- ・ 生体情報モニタ
1 台当たり 1,100,000 円
- ・ 分娩監視装置
1 台当たり 2,200,000 円
- ・ 新生児モニタ
1 台当たり 1,100,000 円

○新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

【上限額】

・初度設備費

1 床当たり 133,000 円

・個人防護具

1 人当たり 3,600 円

・簡易陰圧装置

1 床当たり 4,320,000 円

・簡易ベッド

1 台当たり 51,400 円

・簡易診療室及び付帯する備品

実費相当額

※ 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。

・HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）

1 施設当たり 905,000 円

・HEPA フィルター付パーテーション

1 台当たり 205,000 円

・消毒経費

実費相当額

・救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 1 施設当たり 300,000 円

・周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器 1 台当たり 1,500,000 円

○新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業

【上限額】

・入院医療機関 1 施設当たり 10,000,000 円

・宿泊療養施設 1 施設当たり 2,000,000 円

○新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修事業

【上限額】

- ・ 新型コロナ患者対応 ECMO 研修（基礎編及び応用編）
1 開催当たり 4,500,000 円
- ・ 新型コロナ患者対応人工呼吸器研修（基礎編及び応用編）
1 開催当たり 2,000,000 円

①重点医療機関である特定機能病院等

稼働病床の病床確保料の上限額

I C U	1床当たり 4 3 6, 0 0 0 円／日
H C U	1床当たり 2 1 1, 0 0 0 円／日
上記以外の病床	1床当たり 7 4, 0 0 0 円／日

休止病床の病床確保料の上限額（即応病床 1 床あたり 2 床まで（I C U・H C U 病床は 4 床まで））

I C U	1床当たり 4 3 6, 0 0 0 円／日
H C U	1床当たり 2 1 1, 0 0 0 円／日
療養病床	1床当たり 1 6, 0 0 0 円／日
上記以外の病床	1床当たり 7 4, 0 0 0 円／日

※ 特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和 2 年 4 月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ 3 人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ 1 0 人以上の月がある医療機関とする。

②重点医療機関である一般病院

稼働病床の病床確保料の上限額

I C U	1床当たり 3 0 1, 0 0 0 円／日
H C U	1床当たり 2 1 1, 0 0 0 円／日
上記以外の病床	1床当たり 7 1, 0 0 0 円／日

休止病床の病床確保料の上限額（即応病床 1 床あたり 2 床まで（I C U・H C U 病床は 4 床まで））

I C U	1床当たり 3 0 1, 0 0 0 円／日
H C U	1床当たり 2 1 1, 0 0 0 円／日
療養病床	1床当たり 1 6, 0 0 0 円／日
上記以外の病床	1床当たり 7 1, 0 0 0 円／日

③その他医療機関

稼働病床の病床確保料の上限額

I C U 1床当たり 97,000円／日

重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり 41,000円／日

上記以外の場合 1床当たり 16,000円／日

休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり2床まで（I C U・H C U病床は4床まで））

I C U 1床当たり 97,000円／日

重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり 41,000円／日

療養病床 1床当たり 16,000円／日

上記以外の病床 1床当たり 16,000円／日

①重点医療機関である特定機能病院等

稼働病床の病床確保料の上限額

I C U	1床当たり 305,000円/日
H C U	1床当たり 148,000円/日
上記以外の病床	1床当たり 52,000円/日

休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり2床まで（I C U・H C U病床は4床まで））

I C U	1床当たり 305,000円/日
H C U	1床当たり 148,000円/日
療養病床	1床当たり 11,000円/日
上記以外の病床	1床当たり 52,000円/日

※ 特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和2年4月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。

②重点医療機関である一般病院

稼働病床の病床確保料の上限額

I C U	1床当たり 211,000円/日
H C U	1床当たり 148,000円/日
上記以外の病床	1床当たり 50,000円/日

休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり2床まで（I C U・H C U病床は4床まで））

I C U	1床当たり 211,000円/日
H C U	1床当たり 148,000円/日
療養病床	1床当たり 11,000円/日
上記以外の病床	1床当たり 50,000円/日

③その他医療機関

稼働病床の病床確保料の上限額

I C U 1床当たり 68,000円／日

重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり 29,000円／日

上記以外の場合 1床当たり 11,000円／日

休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり2床まで（I C U・H C U病床は4床まで））

I C U 1床当たり 68,000円／日

重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり 29,000円／日

療養病床 1床当たり 11,000円／日

上記以外の病床 1床当たり 11,000円／日